

令和4年度 交流文化館浅科 吊天井等改修工事 現場説明書

1. 工 事 名 称 令和4年度 交流文化館浅科 吊天井等改修（建築）工事
2. 工 事 箇 所 佐久市八幡229
3. 工 事 概 要
 - 建 築 工 事 吊天井等改修工事 一式
吊天井撤去後耐震天井新設
空調設備工事 ほか
 - 電 気 設 備 工 事 吊天井等改修工事 一式
（関連工事） 大広間 舞台調光設備改修
一般照明設備改修
音響設備工事
ホワイエ照明器具更新工事 ほか
4. 支 払 条 件 佐久市財務規則等による他、契約約款により定める。
5. 設 計 概 要
 - (1) ホールの音響性能を極力維持しつつ、既存天井を下地とも撤去、新設する。
 - (2) 新設天井は、重量 $2\text{kg}/\text{m}^2$ 以下の仕様規定による耐震天井とすること。
 - (3) 天井高、形状は既存と同じとすること。
 - (4) 天井改修に伴い、既存設備機器類の撤去、更新及び再取付けをおこなう
 - (5) 照明器具は図示範囲を全て更新（LED化）、音響機器は既存再取付け、空調機器は末端チャンバー以下を更新するが整流器は既存再使用とする。
6. 留 意 事 項
 - (1) 設計で直付けとなっているもの以外（配管・配線・機器類）を軽量天井本体（吊ボルトを含む）に取付けることは原則不可とする（設計時 $1.955\text{kg}/\text{m}^2$ ）。
上記の機器類は天井裏の鉄骨架構からそれぞれ直接支持を取る。
 - (2) 設備機器類の大きな位置変更ができないので、既存機器類の位置と移動可能範囲を事前に計測し、機器類が（美観上）極力ボード中央となるよう天井割り付けを行う。目地を跨ぐ配置は、補強により荷重が増えるので原則おこなわない。
 - (3) 天井工事が完了した時点（足場・養生撤去、ホールスピーカー使用可能）で中間音響性能検査を行い、ビリツキ音等の不具合があった場合は音響専門員の指導に従い対処する（施工上の留意点は「音響特記仕様書」参照）。
足場がないので室内からの対処は困難となる。ビリツキ音の発生が懸念される箇所は施工時に溶接や接着、増し締め、振れ止め、入念な内貼り等の処理をしておくこと。
上記に関わる追加補修工事は、原則増工の対象としない。
 - (4) 工事完了時にホールの室内音響測定を行う。その際は客席の設置、展開が完了していなければならない。また測定時に施設側は幕設備、仮設音響反射板および舞台音響反射板の設置、転換を行うこと。
 - (5) 上記(3)・(4)の音響測定は建築工事に、施工チェックは建築工事および電気設備工事に含む。音響測定の報告書の作成・提出までが本契約（工期内）となるため注意すること。

- (6) 執務並行改修であるので、利用者動線との交差、騒音の発生、粉塵の飛散、火災等の発生がないよう注意すること。
- (7) 既存部の棄損・汚損等がないよう、必要な養生を行うこと。
- (8) 折上げ天井部の既存ボードは塗装見本として小片を残しておくこと。

5. 注 意 事 項

- (1) 令和4年8月から令和5年2月までの期間、大広間の貸館は中止する予定であるが、図書館機能は開館している状態である。
契約後、速やかに工事計画を作成し、行事により工事が出来ない日がある他、工程については施設と十分協議の上、決定すること。
仮設計画、工程作成に先立ち、施設管理者、監督職員及び工事監理者と打合せを行うこと。
また令和5年3月から大広間の貸館を再開する予定であるため、利用者の予約期間も考慮し、進捗状況をこまめに打合せすること。
- (2) 昨今の世界情勢により、資材が確保できない・納期がおそくなることも想定される。
契約後速やかに計画をたて対応すること。工期内に対応が難しいと予想される場合は速やかに協議すること。
- (3) 工事にあたり、近隣の住民に工事について協力を依頼するとともに十分協議し、トラブルが発生しないよう留意する。
- (4) 現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に必要な応じ仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。また、当工事現場の砂等が近隣の施設・住居等に吹込まないように、必要に応じ対策を行うこと。
なお、施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。なお、保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。
- (5) 工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
- (6) 工事着手前に現場及び周辺の写真を撮り、工事中及び竣工後に工事の影響で不具合が生じた場合は現状に回復すること。
- (7) 資材の搬入・搬出を行う場合は、時間帯を施設管理者と打合せを行い決定する。
- (8) 建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。
なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。